令和３年度補正・令和４年度「緑の雇用」事業について

別紙７

～見直しのポイント～

令和４年２月

　　　　　　　全国森林組合連合会

　　　　　　　担い手・雇用対策部

　令和３年度補正および令和４年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○　見直しのポイント

* 令和３年度補正事業

※予算の状況により助成期間や時期が短縮となる場合があります。

1. トライアル雇用

・３か月、60日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和４年４月を予定しています。なお、４月開始のトライアル雇用研修の後、６月開始の令和４年度ＦＷ研修につなげることが可能です。※この場合の助成期間は２か月となります。

・就職氷河期世代（30代後半～40代）を優先的に割当てることとします。

・４月開始のトライアル雇用は、令和３年度の登録経営体に限定されます。令和４年度に新規に登録申請を行う経営体は、６月以降の研修開始となりますのでご注意ください。

1. トライアル雇用研修のうち「山間部への定着希望者」

・他産業従事者（副業、兼業者）に対し、一定期間林業の就業実態等の把握や基礎的な作業を体験させるための実地研修（OJT）を実施するものです。

・特定地域づくり事業協同組合制度による派遣・出向者も対象となります。

・助成内容等は通常のトライアル雇用と同様となります。

1. 多技能化研修

・経営体が新たに造林事業に取り組む、もしくは拡大して行う場合に、造林作業の経験のない林業従事者に造林作業の基本的な知識・技術を習得させるための集合研修、OJT研修を行います。

・２か月、40日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和４年４月を予定しています。

・４月開始の多技能化研修は、令和３年度の登録経営体に限定されます。令和４年度に新規に登録申請を行う経営体は、６月以降の研修開始となりますのでご注意ください。

* 令和４年度事業

1. 登録申請における優先配分項目の追加

・実施要領の別表３「新規就業者の確保・育成対策に係る優先配分の条件及び配点」に掲げる「２　雇用環境の改善」に「賃金の引き上げへの対応」及び「下請け先等に対する労働安全対策への対応」が新たに追加予定と聞いています。

1. ＦＷ研修ＯＪＴ指導員の要件変更

・ＦＬ研修およびＦＭ研修の修了者に限定となります。

・全ての経営体において、当年度のＦＬ・ＦＭ研修受講者（修了予定者）も年度当初に遡って指導員として登録できることとします。

・ＦＬ・ＦＭ研修修了予定者のみがＯＪＴ指導を行う経営体については、助成金の支払いはＦＬ・ＦＭ研修修了の確認後になりますのでご留意ください。

1. ＦＬ・ＦＭ研修カリキュラム等の改定

・令和３年度に引き続きカリキュラムの見直しを行った結果、令和４年度も新カリキュラムでの研修実施となりますが、ＦＬ・ＦＭ研修とも全体研修時間・日数の増はありません。